

信託と情報提供

筑波大学大学院ビジネス科学研究科

弥永 真生

信託における情報利用者

- 信託を取り巻く主要な関係者としては、受託者、委託者、受益者及び信託債権者を想定することができる
- 受託者が情報の開示主体⇔委託者、受益者及び信託債権者が主たる情報利用主体

財産状況開示資料

- 受託者は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類または電磁的記録(財産状況開示資料)を作成し、その内容について受益者に報告しなければならない
- 限定責任信託の場合についても同様の規定が設けられている

信託帳簿

- 受益者は、受託者に対し、信託財産に係る帳簿または信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類(信託帳簿等)の閲覧等の請求をすることができるのが原則
- ただし、信託行為の定めに基づき、受益者が同意をした場合には、一定の範囲で閲覧等請求を認めないことが認められている

受益者の報告請求権

- 受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況ならびに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる

検査役の選任申立て

- 受益者は、検査役の選任の申立てをすることができる
- 受益証券発行信託の場合を除き、単独受益権とされている
- 申し立てた受益者以外の受益者にも、報告があった旨を通知しなければならない

他の受益者の氏名等の開示など

- 受益証券発行信託における受益権原簿は格別、他の受益者の氏名等の開示の請求をすることを信託行為の定めによって排除できる
- 受益者集会の議事録の閲覧等を明示的に認める条文はない

委託者の情報収集

- 委託者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況ならびに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる
- 委託者は(利害関係人に含まれるので)、財産状況開示資料の閲覧等を請求することができる
- 限定責任信託の場合は、222条3項及び4項の書類(会計監査人設置信託においては、さらに会計監査報告)について閲覧等を請求できる
- 信託行為の定めにより、信託帳簿等の閲覧等を受託者に対して請求することができることとすることができる
- 受益証券発行信託においては、受益権原簿の閲覧等請求ができる

利害関係人の情報収集

- 利害関係人(信託債権者はこれに含まれよう)が得られる情報が少ないようにも思われる
- 限定責任信託については、一定の情報が提供されることとなっているが、登記から得られる情報は最低限のものであるし、株式会社と異なり、一般公衆を主たる利用者として想定される公告などもほとんど要求されていない

合同会社(1)

- 業務執行社員を定款で定めた場合には、各社員は、持分会社の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び財産の状況を調査することができる
- 定款で別段の定めをすることはできるが、社員が事業年度の終了時または重要な事由があるときに調査をすることを制限する旨を定めることはできない
- 会計帳簿の閲覧等請求を明示的に認める条文はない

合同会社(2)

- 業務を執行する社員は、持分会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない
- 持分会社の社員は、当該持分会社の営業時間内は、いつでも、計算書類の閲覧等の請求をすることができる
- 定款で別段の定めをすることができるが、社員が事業年度の終了時請求をすることを制限する旨を定めることはできない

合同会社(3)

- 合同会社の債権者は、当該合同会社の営業時間内は、いつでも、その(作成日から5年以内の)計算書類について閲覧等を請求することができる
- 定款に社員の氏名・名称及び住所が記載

匿名組合(1)

- 匿名組合員は、営業年度の終了時において、
営業者の営業時間内に、営業者の貸借対照
表の閲覧等請求をし、または営業者の業務
及び財産の状況を検査することができる
- 匿名組合員は、重要な事由があるときは、い
つでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務
及び財産の状況を検査することができる

←これらは強行規定か？

匿名組合(2)

- 当然のことながら、営業者が同種の匿名組合契約を締結している場合の当該匿名組合契約に係る匿名組合員の氏名の開示を求める権利は法定されていない
- 営業者に係る情報を匿名組合員以外の者が得られる否かは営業者が株式会社であるか、持分会社であるか、自然人であるかなどによって定まる

受益者・社員・匿名組合員(1)

- 信託における受益者の報告請求権/合同会社(持分会社)の社員の調査権は強行的に保護される
- 匿名組合の匿名組合員の検査権は強行的には保護されているか不明
 - 542条は合資会社の社員の監視権を定める[改正前]商法153条を準用していたという沿革からは強行的に保護されていると解するのが自然
 - 契約自由の原則からは強行的には保護されていないと解することになろう→これは、合理的なのか(匿名組合員が消費者であれば、消費者契約法10条による保護が働き、匿名組合員が事業者であれば自衛できるという理解でよいか)

受益者・社員・匿名組合員(2)

- ただし、匿名組合について、委任の規定が(類推)適用されるというのであれば、営業者は、匿名組合員の請求があるときは、いつでもその営業の状況を報告し、匿名組合契約が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならないことになりそうである(民法645条参照)
- 匿名組合について、組合の規定が(類推)適用されると解しても、同様である(民法671条・645条)
- このように考えることができるのであれば、匿名組合員には、受益者と同様の報告請求権があると解することができる(民法645条は強行規定[梅、我妻など]⇔任意規定[新版注釈民法(16)[明石])